



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 包括外部監査契約の締結（行政管理課） ..... 1
- 歳入の徴収の事務の委託（平和祈念資料館） ..... 2
- 土地改良区の清算人の退任の届出（村づくり計画課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（農地農村整備課） ..... 2
- 公共測量の実施の終了の通知（漁港漁場課） ..... 2
- 道路の区域の変更（道路管理課） ..... 3
- 県道の供用の開始（道路管理課） ..... 3
- 基本測量の実施の通知（道路管理課） ..... 3
- 基本測量の実施の終了の通知・2件（道路管理課） ..... 3
- 公共測量の実施の終了の通知（道路管理課） ..... 4
- 歳入の徴収の事務の委託（都市計画・モノレール課） ..... 4
- 公共測量の実施の終了の通知（都市計画・モノレール課） ..... 5

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 5
- 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・2件（都市計画・モノレール課） ..... 7
- 町決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧（都市計画・モノレール課） ..... 7
- 開発行為に関する工事の完了・9件（建築指導課） ..... 8

### 病院事業局事項

- 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程 ..... 10
- 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令 ..... 10

### 人事委員会事項

- 沖縄県職員採用試験の実施 ..... 10
- 沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験の実施 ..... 12

### 選挙管理委員会事項

- 糸満市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決 ..... 15

## 告 示

### 沖縄県告示第170号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定に基づき、同法第252条の27第2項に規定する包括外部監査契約を次のとおり締結した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 包括外部監査契約の期間の始期 令和4年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法 基本費用並びに執務費用及び実費の額を合計した金額に消費税の額及び地方消費税の額を加えた金額とする。
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所
  - (1) 氏名 宮里猛

- (2) 住所 浦添市西原五丁目50番14号
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法 精算払とする。ただし、契約の相手方から請求があった場合において、その必要があると認めるときは、基本費用の額の範囲内で概算払をするものとする。

**沖縄県告示第171号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和4年4月26日

沖縄県平和祈念資料館長 前川 早由利

- 1 委託した徴収事務 沖縄県平和祈念資料館に係る観覧料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名称 株式会社関西総合ビル管理
  - (2) 所在地 豊見城市字豊見城707番地
- 3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

**沖縄県告示第172号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により、次のとおりうるま市与那城西土地改良区から清算人が退任した旨の届出があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

氏名	住所
宮城吉一	うるま市与那城西原109番地2
高屋松一	うるま市勝連平安名304番地
伊禮永輝	うるま市与那城西原634番地
長堂清光	うるま市与那城屋慶名2373番地1
東門功一郎	うるま市字喜屋武220番地5

**沖縄県告示第173号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 石垣市地内（伊野田北地区）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年10月4日から令和4年3月3日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

**沖縄県告示第174号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県八重山農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 竹富町字波照間地内（波照間漁港）
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年9月21日から令和4年3月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

#### 沖縄県告示第175号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和4年4月26日から同年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 糸満具志頭線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	糸満市字照屋747番4から 糸満市字糸満1581番1まで	18.5m ～ 38.1m	894.0m
新	糸満市字照屋747番4から 糸満市字糸満1581番1まで	18.5m ～ 38.1m	894.0m

#### 沖縄県告示第176号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県南部土木事務所において、令和4年4月26日から同年5月10日まで一般の縦覧に供する。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 糸満具志頭線
- 2 供用開始の区間 糸満市字照屋747番4から糸満市字糸満1581番1まで
- 3 供用開始の期日 令和4年4月26日

#### 沖縄県告示第177号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 東村
- 2 基本測量を実施する期間 令和4年4月11日から令和5年3月17日まで
- 3 作業種類 基本測量（地磁気測量）

#### 沖縄県告示第178号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市
- (2) 基本測量を実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基本重力測量）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 那覇市、宜野湾市、浦添市、名護市、糸満市、沖縄市、豊見城市、うるま市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、伊平屋村、伊是名村及び八重瀬町
- (2) 基本測量を実施した期間 令和3年4月1日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（航空重力測量）

**沖縄県告示第179号**

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 基本測量を実施した地域 石垣市、竹富町及び与那国町
- (2) 基本測量を実施した期間 令和3年4月19日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（電子基準点現地調査）
- 2 (1) 基本測量を実施した地域 東村
- (2) 基本測量を実施した期間 令和3年4月19日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（地磁気測量）
- 3 (1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施する期間 令和3年4月19日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（復旧測量）
- 4 (1) 基本測量を実施した地域 沖縄県全域
- (2) 基本測量を実施した期間 令和3年4月19日から令和4年3月25日まで
- (3) 作業種類 基本測量（基準点現況調査）

**沖縄県告示第180号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、沖縄県南部土木事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南城市大里字大城及び佐敷字新里
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年2月2日から令和4年3月18日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量及び水準測量）

**沖縄県告示第181号**

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の徴収の事務を委託した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 委託した徴収事務 沖縄県樋川立体駐車場の駐車料の徴収事務
- 2 受託者の名称及び所在地
- (1) 名称 株式会社沖縄ダイケン

- (2) 所在地 那覇市おもろまち1丁目1番12号  
3 委託期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

### 沖縄県告示第182号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、南風原町長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施した地域 南風原町字津嘉山
- 2 公共測量を実施した期間 令和3年9月28日から令和4年3月28日まで
- 3 作業種類 公共測量（基準点測量）

## 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 (1) 処分をした年月日 令和3年11月30日  
(2) 商号名 株式会社北電通  
(3) 代表者名 與那覇寛榮  
(4) 所在地 那覇市字国場1000番地3カンセイホーム国場2-B号室  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-28）第13106号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち解体工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき解体工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 令和3年11月30日  
(2) 商号名 株式会社りゅう技建  
(3) 代表者名 喜納廣子  
(4) 所在地 那覇市古波蔵1丁目22番2号  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-30）第13505号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち電気工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年11月10日付けで、建設業法第12条に基づき電気工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 令和3年11月30日  
(2) 商号名 株式会社共和技研  
(3) 代表者名 森下正司  
(4) 所在地 豊見城市字我那覇501番地1  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-2）第4949号、沖縄県知事 許可（般-2）第4949号  
(6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する特定建設業の許可及びさく井工事業に関する一般建設業の許可の取消し  
(7) 処分の原因となった事実 令和3年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業及びさく井工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4 (1) 処分をした年月日 令和3年11月30日  
(2) 商号名 有限会社北栄建設  
(3) 代表者名 座間味栄文  
(4) 所在地 名護市宇屋部843番地  
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-29）第8303号

- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月11日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 令和3年11月30日
- (2) 商号名 有限会社大嶺ペイント
- (3) 代表者名 祖堅貢
- (4) 所在地 那覇市古波蔵1丁目19番9号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第4415号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月16日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 令和3年11月30日
- (2) 商号名 有限会社真栄田重工
- (3) 代表者名 眞栄田宗文
- (4) 所在地 うるま市字川田285番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-2)第10834号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月17日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 令和3年11月30日
- (2) 商号名 株式会社沖工業
- (3) 代表者名 上原重信
- (4) 所在地 沖縄市高原四丁目25番7号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-2)第3636号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 令和3年11月30日
- (2) 商号名 株式会社うちなーハウス
- (3) 代表者名 小林文男
- (4) 所在地 読谷村字都屋20番地-101
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-3)第14477号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 令和3年11月30日
- (2) 商号名 株式会社ドリームハウス・オキナワ
- (3) 代表者名 城間照文
- (4) 所在地 那覇市首里鳥堀町1丁目28番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-1)第11705号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 令和3年11月27日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那

覇市から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・5・那22号古波蔵上線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、宮古島市から送付のあった宮古都市計画用途地域の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 用途地域境界見直し地区9地区・平良港埋立地区
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、南風原町から送付のあった那覇広域都市計画道路の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 都市計画の名称 3・4・南2号津嘉山西線  
3・4・南3号本部公園線
- 2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年1月21日 沖縄県指令土第38号、令和4年2月8日 沖縄県指令土第109号（変更）
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市宇照屋前原465番1及び465番6並びに宇照屋堂畑1493番ほか2筆並びに宇糸満稲嶺原1736番5及び1736番7
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 公共緑地及び防火水槽
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。）
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 東京都港区西麻布一丁目2番7号 株式会社ケン・コーポレーション 代表取締役 佐藤繁
- 5 検査済証番号 令和4年3月2日 第4784号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年11月13日 沖縄県指令土第665号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字山川新垣原144番1

- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字山川314番地新屋マンション301 花城陽子
- 5 検査済証番号 令和4年3月17日 第4790号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年8月18日 沖縄県指令土第576号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字津嘉山川下原1758番1及び1761番4並びに1758番6ほか3筆のそれぞれの一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字津嘉山655番地1ル・シエル303 豊住優子
- 5 検査済証番号 令和4年3月22日 第4791号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月28日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月17日 沖縄県指令土第456号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字島袋野比灘原1222番1
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 沖縄市胡屋四丁目14番28号1階 医療法人わかな会 理事長 中根のぞみ
- 5 検査済証番号 令和4年3月25日 第4792号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月16日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年6月10日 沖縄県指令土第417号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 北中城村字熱田前原1588番2
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字兼久275番地の8シャトレ佐久川Ⅱ202号 比嘉雅
- 5 検査済証番号 令和4年3月28日 第4793号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月15日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年10月8日 沖縄県指令土第683号



- 2 開発区域に含まれる地域の名称 糸満市字与座大川原424番1の一部
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅3-107号 伊敷尚美、豊見城市字名嘉地369番地名嘉地住宅3-107号 伊敷幸順
- 5 検査済証番号 令和4年3月29日 第4794号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月15日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和2年10月23日 沖縄県指令土第632号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字嘉手苺西原104番1及び104番3、字嘉手苺儀間112番及び112番6、字小橋川東原140番1ほか10筆並びに字小橋川桃原153番4ほか6筆
- 3 公共施設の種類、位置及び区域
  - (1) 種類 道路及び下水道
  - (2) 位置及び区域 次の図のとおり  
(「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を沖縄県土木建築部建築指導課において縦覧に供する。)
- 4 開発許可を受けた者の所在地及び名称 西原町字小那覇628番地1 新中糖産業株式会社 代表取締役社長 上原周夫
- 5 検査済証番号 令和4年3月29日 第4795号
- 6 工事完了年月日 令和4年2月28日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年7月6日 沖縄県指令土第418号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 豊見城市字饒波東原275番4
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 豊見城市字平良188番2 ドミールゆたか302号 長嶺匠磨、豊見城市字平良158番9 県営豊見城団地2棟208号 長嶺正彦
- 5 検査済証番号 令和4年3月31日 第4799号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月4日

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和4年4月26日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 開発許可年月日及び指令番号 令和3年4月21日 沖縄県指令土第345号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称 西原町字兼久勝連川331番2及び331番10
- 3 公共施設 なし
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 西原町字兼久331番地の3 呉屋倫子
- 5 検査済証番号 令和4年4月4日 第4800号
- 6 工事完了年月日 令和4年3月23日

## 病院事業局事項

### 沖縄県病院事業局規程第10号

沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年4月26日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業局職員就業規程の一部を改正する規程

沖縄県病院事業局職員就業規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第20条第15号中「6月1日」を「5月1日」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和4年5月1日から施行する。

### 沖縄県病院事業局訓令第7号

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年4月26日

沖縄県病院事業管理者  
病院事業局長 我那覇 仁

#### 沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程の一部を改正する訓令

沖縄県病院事業局会計年度任用職員の職の設置、給与、勤務条件等に関する規程（令和2年沖縄県病院事業局訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第19条第10号中「6月から」を「5月から」に改める。

#### 附 則

この訓令は、令和4年5月1日から施行する。

## 人事委員会事項

沖縄県職員採用試験を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 島 袋 秀 勝

### 1 試験区分、職務内容及び受験資格

種類	試験区分	職務内容	受験資格
上級	行政	知事部局、教育委員会、企業局等における一般行政事務	1 次のいずれかに該当する者 (1) 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者 (2) 平成13年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの ア 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 イ 人事委員会がアに掲げる者と同等の資格があると認める者 2 「心理」の試験区分については、1の要件に加え、大学において心理学を専修する学科若しくはこれに相
	心理	知事部局及び企業局等におけるそれぞれの職種に応じた専門的職務	
	社会福祉	※「建築」の試験区分については、警察本部での採用となる場合がある。	
	電気		
	機械		
	土木		

	建築		当する課程を修めて卒業した者又は令和5年3月までに当該学科等を卒業する見込みの者 3 「社会福祉」の試験区分については、1の要件に加え、次のいずれかに該当する者 (1) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第4条に規定する社会福祉士となる資格を有する者 (2) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項に規定する社会福祉主事としての任用資格を有する者又は令和5年3月までに当該任用資格を取得する見込みの者 4 「警察事務」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者
	化学		
	農業		
	農業土木		
	農芸化学		
	畜産		
	林業		
	水産		
	病院事務	病院事業局の県立病院等における病院経営事務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	
中級	県立学校事務Ⅰ	県立学校における学校事務	1 平成元年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた者 2 「県立学校事務Ⅱ」の試験区分については、1の要件に加え、図書館法（昭和25年法律第118号）第5条第1項に規定する司書となる資格を有する者又は令和5年3月までに当該資格を取得する見込みの者
	県立学校事務Ⅱ	県立学校における学校図書館事務及び学校事務	
	市町村立学校事務	市町村立小中学校における学校事務	
初級	一般事務	知事部局等における一般行政事務	1 平成13年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者。ただし、大学における在学期間が2年を超える者を除く。 2 「警察事務」の試験区分については、1の要件に加え、日本の国籍を有する者
	土木	知事部局及び企業局における土木に係る専門的職務	
	農業土木	知事部局における農業土木に係る専門的職務	
	警察事務	警察本部、警察署等における一般事務、指紋等鑑定業務、犯罪状況分析事務等	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 「大学」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいう。

2 受験手続

- (1) 試験案内の入手方法 試験案内は、上級試験については4月28日から、中級試験及び初級試験については6月27日から、沖縄県人事委員会事務局ホームページ（[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji\\_i/8481.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html)）においてダウンロードすることができるほか、次の配布場所において配布する。

配布場所	沖縄県人事委員会事務局（沖縄県庁行政棟2階） 名護県税事務所 コザ県税事務所 沖縄県宮古事務所総務課 沖縄県八重山事務所総務課 沖縄県東京事務所 沖縄県大阪事務所 沖縄県名古屋情報センター
------	---

- (2) 受験申込み 受験申込みは、原則としてインターネットによるものとし、申込みには、沖縄県人事委員会事務局ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。
- (3) 申込受付期間 上級試験については4月28日から5月20日まで、中級試験及び初級試験については7月11日から8月12日までとする。
- (4) 注意事項  
 ア 受験申込みは、1種類につき1試験区分に限る。  
 イ 中級試験と初級試験の重複申込みはできない。

ウ 「行政」、「病院事務」、「警察事務」、「県立学校事務Ⅰ」、「県立学校事務Ⅱ」、「市町村立学校事務」及び「一般事務」の試験区分については、点字による受験が可能である。

エ 点字による受験を希望する者は、受験申込み前に沖縄県人事委員会事務局総務課に連絡すること。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

種類	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
上級	第1次試験	6月19日	教養試験 専門試験	那覇市 宜野湾市 石垣市 沖縄市 宮古島市 西原町	6月30日	沖縄県人事委員会事務局ホームページに掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。
	第2次試験	7月上旬から8月上旬まで	論文試験 集団討論 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	8月中旬	
中級	第1次試験	9月25日	教養試験 専門試験	那覇市 石垣市 名護市 沖縄市 宮古島市 西原町	10月7日	
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	論文試験 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	11月下旬	
初級	第1次試験	9月25日	教養試験（全ての試験区分） 専門試験（「土木」及び「農業土木」の試験区分）	那覇市 石垣市 名護市 沖縄市 宮古島市 西原町	10月7日	
	第2次試験	10月下旬から11月上旬まで	作文試験 個別面接	第1次試験合格者に直接通知	11月下旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

2 点字による受験を希望する者に対しては、試験地を指定する場合がある。

3 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる。

4 合格から採用まで

(1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。各任命権者は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。

(3) 採用は、原則として令和5年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。

(4) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。

(5) 初任給は、令和4年4月1日現在、上級試験については182,200円（研究職は195,600円）、中級試験については163,100円、初級試験については150,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

沖縄県・警視庁・千葉県警察官（男性）採用共同試験及び沖縄県警察官（女性）採用試験を次のとおり実施する。

令和4年4月26日

沖縄県人事委員会  
委員長 島 袋 秀 勝

1 試験区分、受験資格及び職務内容

試験区分	都県名	受験資格	職務内容
警察官A（男）	沖縄県	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた	個人の生命、身

性) ※警視庁及び 千葉県との 共同試験		者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	体及び財産の保護、犯罪の予防・鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序維持の任務
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和62年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業したもの又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 昭和62年4月2日から平成13年4月1日までに生まれた者で大学卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成元年4月2日以降に生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官A（女性）	沖縄県	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で次に掲げるもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官B（男性） ※警視庁及び 千葉県との 共同試験	沖縄県	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
	警視庁（東京都）	次のいずれかに該当する者 1 昭和62年4月2日以降に生まれた者で高校を卒業したもの又は令和5年3月までに高校を卒業する見込みの者 2 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で高校卒業程度の学力を有するもの	
	千葉県	平成4年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 千葉県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	
警察官B（女性）	沖縄県	平成5年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者で次のいずれにも該当しないもの 1 大学を卒業した者又は令和5年3月までに大学を卒業する見込みの者 2 沖縄県人事委員会が1に掲げる者と同等の資格があると認める者	

注1 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条の欠格条項に該当する者は、受験できない。

2 日本の国籍を有しない者は、受験できない。

3 大学とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）をいい、高校とは、同法に規定する高等学校をいう。

2 受験手続

(1) 試験案内の入手方法 試験案内は、警察官A採用試験については4月28日から、警察官B採用試験については6月27日から、沖縄県警察本部「採用案内」ホームページ（<https://www.police.pref.okinawa.jp/docs/2015022300463/>）においてダウンロードすることができるほか、沖縄県警察本部警務課及び県内各警察署において配布する。

(2) 受験申込み

- ア インターネットで申し込む場合 沖縄県警察本部「採用案内」ホームページにアクセスし、沖縄県電子申請サービスにより申し込むこと。
- イ 郵送で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課に受験申込書及び受験票を郵送すること。
- ウ 持参で申し込む場合 沖縄県警察本部警務課又は県内各警察署に受験申込書及び受験票を提出すること。

(3) 申込受付期間 警察官A採用試験については4月28日から5月20日まで、警察官B採用試験については6月27日から8月12日までとする。なお、郵送による場合は、警察官A採用試験については5月20日の消印のあるものまで、警察官B採用試験については8月12日の消印のあるものまで受け付ける。

3 試験日、試験種目、試験地及び合格者発表

試験区分	試験日		試験種目	試験地	合格者発表	
					発表日	方法
警察官A (男性) 及び警察官A (女性)	第1次 試験	7月9日	体力試験Ⅰ	沖縄市	7月20日	沖縄県人事委員会事務局ホームページ ( <a href="https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html">https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/jinji_i/8481.html</a> ) に掲載するほか、沖縄県人事委員会事務局(県庁行政棟2階)、沖縄県警察本部及び県内各警察署の掲示板に掲示する。また、合格者には、後日、郵送により通知する。なお、警視庁又は千葉県警の合格者には、後日、各都県が通知する。
		7月10日	教養試験	北谷町		
警察官B (男性) 及び警察官B (女性)	第2次 試験	8月上旬から 8月下旬まで	論文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験合格者に直接通知	9月中旬	
		第1次 試験	10月15日	体力試験Ⅰ		
		10月16日	教養試験	那覇市 宜野湾市 石垣市 名護市 宮古島市		
	第2次 試験	11月中旬から 12月上旬まで	作文試験 個別面接 体力検査Ⅱ 身体測定 身体検査 免許、資格等に係る加点	第1次試験合格者に直接通知	12月中旬	

注1 試験地は、都合により変更する場合がある。

- 2 警察官A(男性)及び警察官B(男性)の試験区分に係る教養試験は、警視庁及び千葉県人事委員会との共同試験である。
- 3 警視庁又は千葉県の第2次試験の日程等は、各都県が第1次試験合格者に直接通知する。
- 4 沖縄県を志望する者で体力検査Ⅰを受験しないものは、沖縄県の第1次試験を棄権したものととして取り扱う。
- 5 各試験種目には一定の基準があり、1つでも基準を満たさない試験種目がある場合は、不合格となる(免許、資格等に係る加点を除く。)

4 合格から採用まで

- (1) 最終合格者は、試験区分ごとに作成する採用候補者名簿に登載される。警察本部長は、人事委員会が提示する当該名簿に記載された者の中から採用者を決定する。
- (2) 採用候補者名簿の有効期間は、原則として当該名簿の確定日から1年間とする。
- (3) 採用は、原則として令和5年4月1日以降であるが、同日より前に採用されることもある。
- (4) 最終合格者の数は、年間の採用予定数と採用を辞退する者等の数を考慮して決定する。
- (5) 受験資格がないことが判明した場合は、合格を取り消す。
- (6) 初任給は、令和4年4月1日現在、警察官A採用試験については208,600円、警察官B採用試験については173,400円で、経歴その他に応じてこの額以上になる。このほか、扶養手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給条件に応じて支給される。
- (7) 警視庁、千葉県警については、各都県に問い合わせること。

5 その他 各試験の詳細については、別に配布する試験案内による。

## 選挙管理委員会事項

### 沖縄県選挙管理委員会告示第7号

当委員会は、令和3年11月14日執行の糸満市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和4年4月26日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県糸満市字喜屋武325番地

審査申立人 国吉 武光

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年1月14日をもって提起された令和3年11月14日執行の糸満市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

#### 主 文

本件審査の申立てを棄却する。

#### 審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、令和3年11月29日をもって糸満市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月27日、この申出を棄却すると決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取り消し、本件選挙の最下位当選人伊敷郁子（以下「伊敷候補」という。）の当選を無効とし、次点である申立人を当選人とする旨の裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

- 1 申立人は、市委員会に対し、国吉たけみつと確認できる票が無効投票の中にあるか確認したくその開示を求めたところ、棄却する決定があった。その理由の中で「疑問となった票について、一枚一枚選挙立会人の意見を聴いた後、選挙長は、有効投票又は無効投票の決定をしており」とあるが、申立人が届け出た立会人に確認したところ、そのような事実はないことが判明したため、事実と反する内容に基づいて棄却の決定がなされていることから、不服のため審査申立てを行った。
- 2 申立人が本件申立てを行った趣旨は、申立人が次点により落選したが、その得票数は最下位の当選者である伊敷候補と5票という僅少な差であったことであり、仮に、無効投票の中に地域の人しか知らない屋号等（例えば申立人の場合はクシクミという屋号で呼称されることもある）の票があり、それが申立人の有効投票として得票に数えることができるのであれば、5票という僅少の差からすれば、当選に関し順位が入れ替わる可能性が高い。
- 3 市委員会の弁明は、選挙会が適正に開催され、選挙の結果に異議なく閉会しているから票を確認する必要がない旨主張しているが、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）において異議の申し出ができることとされている以上、公選法を遵守し、検証を実施して事実を明らかにする必要があり、これを行わず異議の申出を棄却とした市委員会の処置は失当であるし、選挙の公正をモットーとする選挙管理委員会の職務の怠慢である。
- 4 よって、本件選挙において無効とされた342票の中に、申立人の得票と認められる票が混入している可能性があるため、令和3年12月27日付で市委員会が棄却とした決定を取り消し、無効投票の再点検の検証を行った上で、当選に関し順位が逆転する場合は、伊敷候補の当選を無効とし、申立人を当選人とする裁決を求める。

#### 裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、適法なものと認め、これを受理した。その後、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び最

下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は、次のとおりである。

### 1 選挙会の決定

申立人は、令和3年11月14日執行の本件選挙における立候補者であり同日開催の選挙会（公選法第79条の規定による開票事務と合同の選挙会）において得票数754,000票と決定され、伊敷候補の得票数759,000票に対し、その差5,000票で当選人と決定されなかったことは記録上明らかである。

### 2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和4年3月22日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検の実施方法については、申立人、申立人の代理人及び利害関係者である最下位当選人の伊敷候補の代理人並びに市委員会の立会いの下に、慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、申立人、伊敷候補及び伊敷候補の氏名類似者である賀数郁美（以下「賀数候補」という。）の有効投票並びに無効投票の中に、申立人及び伊敷候補の有効投票とすべき得票の混入及び無効となるべき得票の有無に重点をおいて点検し、疑義があると思われるものをそれぞれ抽出した。

開披点検の結果は、次のとおりである。なお、申立人及び賀数候補の得票の中には、特に点検を要すると認められるものではなく、無効投票の中に、申立人が反論書において、申立人の屋号であり申立人の有効投票となる可能性があるとして主張している、「クシクミ」と記載された投票は存在しなかった。

甲（伊敷候補の有効投票から抽出したもの）	2票
乙（無効投票から抽出したもの）	1票
計	3票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

### 3 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によった。

(1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たっては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定すべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公選法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにほかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方はにわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

(3) 他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事（職業、身分、住所又は敬称の類を除く。）を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指



すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤って不用意に、あるいは、習慣性のもんとして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」（昭和63年6月30日仙台高裁判決）とされていること。

- (4) 身分の類の記載に関しては、「氏名の外其の所属政党にあらざる政党名を記載したる投票、公認にあらざる者に公認と記載したる投票、その他事実を誤りたる官位、職業、身分、住居を附記したる投票は投票人が其の事実の相違を知りつつ故意に之を記載せりと認められるもの外有効とす」（昭和5年2月17日発地第23号、各地方長官あて地方局長通牒省議決定）とされていること。

4 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件の投票（抽出票）の効力について順次検討する。

- (1) 伊敷候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)については、伊敷候補と6文字中4文字が一致し、氏は「イシキ」と明確に記載されており、「イシキ」という氏の候補者は本件選挙において伊敷候補以外存在せず、また「クニコ」という名の候補者は存在しない。

そして、不一致である「クニコ」について、「郁」という字は人名用漢字の読み方で「イク」以外にも「クニ」と読む場合がある。

以上のことから、氏を含めた文字数及び字音並びに他の候補者の氏名の表記を踏まえた全体的考察から、4文字目と5文字目の「クニ」は「イク」を誤記したもんとして伊敷候補の有効投票と解するのが相当である。

別表甲(2)については、伊敷候補の名である「イクコ」が明確に記載されているものの、名の右側に「りっけんみんしゅ」との記載があり、これが公選法第68条第1項第6号の公職の候補者の氏名のほか、他事を記載したものではないかとのことで抽出されたものであるが、同項ただし書きにおいて、身分の類を記入したものは他事記載にはあたらないとされている。

本件選挙の投票所の氏名等の掲示における伊敷候補の党派名欄には、「無所属」と表記されているため、「りっけんみんしゅ」という記載は、伊敷候補の身分の類の事実と異なっていることになるが、昭和5年地方局長通牒省議決定（昭和5年2月17日発地第23号）にて、「所属政党にあらざる政党名を記載した投票は、その選挙人が、その事実の相違を知りつつ故意に記載したと認められるもの以外は無効とする」旨の解釈が示されており、伊敷候補の選挙運動のために使用したポスターに「立憲民主党推薦」との表記があったことを踏まえると、その事実の相違を知りつつ故意に他事を記載したものと認めることができない。

以上のことから、公選法第68条第1項第6号ただし書きにより無効投票に該当せず、伊敷候補の有効投票と解するのが相当である。

- (2) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)については、伊敷候補と5文字中3文字が一致し、「伊敷」という氏の候補者は本件選挙において伊敷候補以外存在せず、また「クニコ」という名の候補者は存在しない。

そして、不一致である「クニコ」について、「郁」という字は人名用漢字の読み方で「イク」以外にも「クニ」と読む場合がある。

以上のことから、氏を含めた文字数及び字音並びに他の候補者の氏名の表記を踏まえた全体的考察から、3文字目と4文字目の「クニ」は「イク」を誤記したもんとして伊敷候補の有効投票と解するのが相当である。

5 申立人及び伊敷候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び伊敷候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	伊敷候補
有効投票中	減なし	減なし
無効投票中	増なし	1票増
計	増減なし	1票増

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	754.000票
伊敷候補	759.000票

は、修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

申 立 人	754.000票
伊 敷 候 補	760.000票
差	6.000票

となる。

したがって、伊敷候補の得票数は、申立人のそれを6票上回り、異議の申出を棄却した市委員会の決定は、これを取り消すべき理由はない。

よって、当委員会は、公選法第216条第2項において準用する行政不服審査法（平成26年法律第68号）第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和4年4月15日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

別表 甲

番号	(1)	(2)				
投票	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 421 671 495">氏名 著者 候補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 495 671 1032"> イ シ キ  ク ニ ユ </td> </tr> </tbody> </table>	氏名 著者 候補	イ シ キ  ク ニ ユ	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="722 421 1031 495">氏名 著者 候補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="722 495 1031 1032"> イ ク コ  リ ツ ケ ン ミ ン シ ヤ </td> </tr> </tbody> </table>	氏名 著者 候補	イ ク コ  リ ツ ケ ン ミ ン シ ヤ
	氏名 著者 候補					
イ シ キ  ク ニ ユ						
氏名 著者 候補						
イ ク コ  リ ツ ケ ン ミ ン シ ヤ						

別表 乙

番号	(1)		
投票	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="363 1319 663 1393">氏名 著者 候補</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="363 1393 663 1930"> 伊 敷 ク ニ ユ </td> </tr> </tbody> </table>	氏名 著者 候補	伊 敷 ク ニ ユ
	氏名 著者 候補		
伊 敷 ク ニ ユ			

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--